

次世代法及び女性活躍推進法に基づく
株式会社小笠原工務所 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させ、また女性が活躍できる働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年9月1日～2028年8月31日の5年間

2. 内容

目標1. 有給休暇取得率を70%以上にする。

現在の有給休暇取得率は50%台を推移しているほか有給休暇取得率にばらつきがある。有給休暇取得率のばらつきを解消し取得率の向上をはかる。

取組内容

令和5年9月～ 従業員への意識調査

令和6年4月～ 4月のシーズン休暇に加え11月にもシーズン休暇を導入
有給休暇消化率の低い社員を対象に勧奨を行う。

目標2. 技術職の女性従業員の採用を2人以上増やす。

少子高齢化に伴い生産労働人口が減少する中、女性の力は欠かせないものとなっている。現場作業のある技術職は女性に敬遠されがちであるが、女性も働きやすく魅力ある環境であることを発信し女性入職者の増加をはかる。

取組内容

令和5年9月～ 求人に関する課題について洗い出し

令和6年4月～ HP、会社案内等にて女性が活躍できる職場であることについての積極的広報